

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	4 5 0 8	受 理 年 月 日	令 和 8 年 2 月 18 日
件 名	都市計画法に基づく宿泊施設の立地規制強化等		
要 旨	<p>令和8年1月29日の市長記者会見における民泊の抜本的規制強化方針並びに2月12日の自民党京都市議団による緊急提言にて、住宅宿泊事業において都市計画手法も含めた広範な立地規制の検討を行う必要性が示されたことに照らして、実際に住宅宿泊事業及び簡易宿所の事業者とのトラブルに直面している住民の立場から、住環境保全の実効性確保のために、以下のとおり願う。</p> <p>なお、本陳情は左京区高野西開町をはじめ、左京区北白川小倉町、左京区北白川久保田町北部、左京区上高野東田町、上京区下主税町、上京区行衛町西部、中京区中御門東町等、複数地域の賛同を得て提出するものである。</p> <p>1 宿泊用途の無秩序拡散を止めるための特別用途地区の設定 住居専用地域はもとより、袋地、狭あい道路に面する区域、木造家屋の連棟密集地など、防災及び住環境への影響が著しい区域については、用途地域区分にかかわらず、地区特性に応じた立地適正化の観点から特別用途地区を指定すること。</p> <p>2 生活空間侵入型の宿泊用途（民泊・簡易宿所）への立地規制 前項の区域において、住宅宿泊事業法に基づく民泊及び旅館業法に基づく簡易宿所について、建築・営業を制限する立地規制を講じること。従来型の宿泊施設とは異なり、住宅地の内部に分散して立地し、また、住民の日常的な居住環境と直接交錯しながら運営される宿泊用途であるために、生活環境及び防災面に強い影響を及ぼしている実情に基づくものである。</p> <p>3 制度創設時に想定されていなかった用途への優先規制検討（家主不在型民泊） とりわけ家主不在型の民泊事業は、用途地域制度創設時には想定されていなかった後発的な事業形態であり、生活環境と安全への影響が特に深刻であることから、優先的な制度検討対象とすること。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		